

1. 議事日程（令和6年第1回北広島町議会定例会）

令和6年3月21日  
午前10時開会  
於 議 場

日程第1	議案第3号	北広島町犯罪被害者等支援条例
日程第2	議案第4号	北広島町下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
日程第3	議案第5号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
日程第4	議案第6号	北広島町行政組織及び機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
日程第5	議案第7号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程第6	議案第8号	北広島町手数料条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第9号	北広島町特別会計条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第10号	北広島町多目的研修集会施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第11号	北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第12号	芸北ホリスティックセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第13号	北広島町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第14号	北広島町下水道事業及び農業集落排水事業の地方公営企業法の全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例
日程第13	議案第15号	北広島町消防手数料条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第16号	芸北高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
日程第15	議案第17号	指定管理者の指定について
日程第16	議案第18号	和解及び損害賠償の額を定めることについて
日程第17	議案第19号	財産の無償譲渡について（小原振興センター）
日程第18	議案第20号	財産の取得について（学校給食センター厨房備品）
日程第19	議案第21号	令和5年度北広島町一般会計補正予算（第9号）
日程第20	議案第22号	令和5年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第21	議案第23号	令和5年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第22	議案第24号	令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
日程第23	議案第25号	令和5年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第24	議案第26号	令和5年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第3号）
日程第25	議案第27号	令和5年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算（第1号）
日程第26	議案第28号	令和5年度北広島町診療所特別会計補正予算（第3号）
日程第27	審 査 報 告	予算審査特別委員会審査報告
日程第28	議案第29号	令和6年度北広島町一般会計予算

日程第29	議案第30号	令和6年度北広島町国民健康保険特別会計予算
日程第30	議案第31号	令和6年度北広島町介護保険特別会計予算
日程第31	議案第32号	令和6年度北広島町電気事業特別会計予算
日程第32	議案第33号	令和6年度北広島町芸北財産区特別会計予算
日程第33	議案第34号	令和6年度北広島町診療所特別会計予算
日程第34	議案第35号	令和6年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算
日程第35	議案第36号	令和6年度北広島町下水道事業会計予算
日程第36	同意第1号	教育長の任命の同意について
日程第37	審査報告	請願・陳情等の常任委員会審査報告
日程第38	陳情審査	陳情第22号 令和6年度税制改正に関する提言について
日程第39	陳情審査	陳情第1号 学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める陳情書
日程第40	陳情審査	陳情第2号 電気設備工事の分離発注の継続を求める陳情書
日程第41	発議第2号	北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第42	発議第3号	学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める意見書の提出について
日程第43	発議第4号	畜産・酪農家に対する経営安定対策を求める意見書の提出について
日程第44	発議第5号	議会改革調査特別委員会の設置について
日程第45		閉会中の継続審査及び継続調査の申し出について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 伊藤立真	3番 敷本弘美
4番 中村忍	5番 佐々木正之	7番 美濃孝二
8番 梅尾泰文	9番 伊藤淳	10番 服部泰征
11番 宮本裕之	12番 湊俊文	

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	畑田正法	教育長	池田庄策
芸北支所長	村竹明治	大朝支所長	沼田真路	豊平支所長	熊谷忠明
危機管理課長	野上正宏	総務課長	川手秀則	財政政策課長	国吉孝治
管財課長	高下雅史	まちづくり推進課長	矢部芳彦	税務課長	植田優香

町民課長 大畑 紹子 福祉課長 芥川 智成 保健課長 迫井 一深  
環境生活課長 出廣 美穂 農林課長 宮地 弥樹 商工観光課長 中川 克也  
建設課長 竹下 秀樹 消防本部総務課長 吉田 伸也 学校教育課長 植田 伸二  
生涯学習課長 小椿 治之 会計管理者 細居 治

## 5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅 克江 議会事務局 田邊 五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。議場内においてマスクの着用は自由とすることにしております。本定例会も本日が最終日となりました。本日は議案審議、採決となっております。発言をする際は、マイクを立ててからはっきりと発言してください。また、質疑、答弁は要点のみ簡潔に行ってください。なお、採決では全て起立を求めますので、あらかじめお願いをしておきます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 議案第3号 北広島町犯罪被害者等支援条例

○議長（湊俊文） 日程第1、議案第3号、北広島町犯罪被害者等支援条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。9番、伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 9番、伊藤淳です。こちらの議案に対して質疑です。第2条にある心身とはどこまでの範囲を指すかを具体的にお示してください。もう1点、この条例の支援を受ける際は申告制ということなんですけども、被害の実態を自ら言うということはかなり精神的負担を強いることになるので、被害者に寄り添った警察との連携と行政の窓口対応、こちらを構築できるかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） まず、傷害の程度についてなんですけども、警察のほうに届出を出していただいて、それから傷害を受けられた場合には病院のほうに行かれると思います。その病院のほうで、全治1か月以上の治療が必要というふうな診断がついたものということになります。それから犯罪被害を受けた方が申告をされたり申請をされたりするのが大変なんじゃないかというご質問なんですけども、このことについては、警察のほうにもその旨は伝えておまして、

できるだけ警察のほうからの情報、北広島町ではこういった条例があるというようなご案内で  
あるとかをしていただくということと、それから窓口になる人権センターのほうでもなるべく  
負担が少ないような体制に取り組むことは考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論  
を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定するこ  
とに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第3号、北広島町犯罪被害者等支援条例は、  
原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 議案第4号 北広島町下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

○議長（湊俊文） 日程第2、議案第4号、北広島町下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に  
関する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認め  
ます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論  
なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案に  
ついては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第4号、北広島町下水道事業企業職員の給与  
の種類及び基準に関する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 議案第5号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条 例

○議長（湊俊文） 日程第3、議案第5号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条  
例の整備に関する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑  
なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませ  
んか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決しま  
す。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第5号、地方自治法の一部を改正する法律の  
施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第6号 北広島町行政組織及び機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

○議長（湊俊文） 日程第4、議案第6号、北広島町行政組織及び機構の見直しに伴う関係条例の

整備に関する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、服部議員。

○10番（服部泰征） 10番、服部です。まず、この組織改編ということで町民課と保健課が町民保健課となるということなんですが、これ保健師とか助産師とか、そういった資格職の配置とかはどうなっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 保健師の配属先ですけれども、町民保健課、それから福祉課、それから子ども家庭課、それぞれ保健師で賄っていく業務につきましては、保健師をそれぞれ適正に配置しております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） それぞれの課にきちんと皆さん資格職配置されるということで良いですね。はい、分かりました。その配置は分かったんですが、例えば、放課後児童クラブとか、そういった子どもに関する業務が一部教育課にあるんですが、そういったことは子ども関係の業務というのは変わらずという認識ですか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 放課後児童クラブについては、教育委員会のほうで従前と変わらずやっています。子どもに関することは子ども家庭課がメインになってくると思いますので、そういったところとも常日頃連携をしていければというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 今までどおり、児童クラブとかそういったところは他の課にも一部残った上で連携はしていくということなんですが、だから、その差はなく、あくまで、この書いてある保健分野と、そういったとこだけという認識で良いですか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） はい、議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（湊俊文） 9番、伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 9番、伊藤です。今回改正後の事務分掌において、旅券に関わること、健康づくりの標記がなくなるのですが、こういったものがなくなる理由と分かりやすくした理由をお聞きします。それに関連して、ホームページなどでの案内は十分に設計されているかをお聞きします。もう1点が、1階部分がかなり変わりますので、1階での分かりやすい案内、また、その総合案内での混乱がないようにしたいと思うんですけども、その点をお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 条例中に、これまでの町民課の事務分掌のところが割と詳細に細々したところまで記載がありましたものですから、他市町の事例を参考にある程度シンプルにさせていただいたということでございます。それから、ホームページのほうにつきましては、より詳しい、規則のほうに載ってくるであろう、そういった細々とした事務のことについて記載をさせていただきまして、町民の方に分かりやすいように、この事務は何課に行けば良いのかなというのが分かるように工夫をしてみたいと思います。それから、1階フロアが課の名称も変わってきますし、今までの業務していた場所が変わる部署もございますので、そこら辺の案内は分かりやすく丁寧に、それから総合窓口も活用しながら、迷われないように分かりやすく

丁寧な案内をさせていただきたいと考えております。

- 議長（湊俊文）他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文）起立全員です。したがって、議案第6号、北広島町行政組織及び機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第7号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文）日程第5、議案第7号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文）起立全員です。したがって、議案第7号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第8号 北広島町手数料条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文）日程第6、議案第8号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。7番、美濃議員。
- 7番（美濃孝二）7番、美濃孝二です。議案第8号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例に対し、反対討論を行います。この条例は、地籍図の写しをこれまでの300円から500円と倍近くに引き上げるなどのものです。議案説明では、現在の地籍図手数料は、他の自治体と比べて低いとのことであり、閲覧に関わる人件費を含めると500円程度になるとのことです。しかし、この間の質疑において、県内のほとんどの町は、人件費や機械の保守料を含めてほとんどが300円程度であり、執行部の説明とは事実が異なっています。また、北広島町まちづくり基本条例は、町が持つ情報は町民のものとし、情報共有が協働のまちづくりの土台であり、たとえ200円引き上げるとはいえ、それを狭めるものであります。以上の理由により、地籍図の写しの手数料の引上げを含むこの条例には反対するものです。議員各位のご賛同をお願いします。
- 議長（湊俊文）他に討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第8号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第9号 北広島町特別会計条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第7、議案第9号、北広島町特別会計条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって議案第9号、北広島町特別会計条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第10号 北広島町多目的研修集会施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第8、議案第10号、北広島町多目的研修集会施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第10号、北広島町多目的研修集会施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第11号 北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第9、議案第11号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第11号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第12号 芸北ホリスティックセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第10、議案第12号、芸北ホリスティックセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第12号、芸北ホリスティックセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第13号 北広島町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第11、議案第13号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第13号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第14号 北広島町下水道事業及び農業集落排水事業の地方公営企業法の全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例

○議長（湊俊文） 日程第12、議案第14号、北広島町下水道事業及び農業集落排水事業の地方公営企業法の全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、服部議員。

○10番（服部泰征） 10番、服部です。68ページのところで、第2条の中で、千代田東地区農業集落排水処理施設、それから原東地区農業集落排水施設の番地が変わってるんですけど、この番地が変わった意味についてお伺いします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 施設の所在地の変更についてのご質問のところでございますが、川小田地区農業集落排水処理施設につきましては、小字を削除しております。千代田東地区農業集落排水処理施設につきましては、地番の錯誤でございます。原東地区農業集落排水処理施設、処理場を構成する土地のうちメインの地番に変更しております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

す。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第14号、北広島町下水道事業及び農業集落排水事業の地方公営企業法の全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第13 議案第15号 北広島町消防手数料条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第13、議案第15号、北広島町消防手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、伊藤議員。

- 9番（伊藤淳） 9番、伊藤です。これそれぞれの金額の根拠、大分変わってるので金額の根拠と、過去10年でこの条例の手数料の対象となった施設があるかどうかをお聞きいたします。

- 議長（湊俊文） 消防本部総務課長。

- 消防本部総務課長（吉田伸也） 手数料について根拠となるところですが、これは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額が変更になりましたので、そちらに合わせて手数料を変更したものでございます。また、対象となる施設ですが、当町内のほうにはそちらのほうはございません。以上です。

- 議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第15号、北広島町消防手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第16号 芸北高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

- 議長（湊俊文） 日程第14、議案第16号、芸北高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第16号、芸北高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第17号 指定管理者の指定について

○議長（湊俊文） 日程第15、議案第17号、指定管理者の指定についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第17号、指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第18号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

○議長（湊俊文） 日程第16、議案第18号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第18号、和解及び損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第19号 財産の無償譲渡について

○議長（湊俊文） 日程第17、議案第19号、財産の無償譲渡についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 9番、伊藤です。この別の資料に土地所有者や固定資産税の記載、こういったのがあったら今後、良いんですがということで伝えとったんですが、今回ないので、建物・土地所有者の確認と固定資産税等どうなっているかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） お問合せの詳細については不明でございますので、後ほどお答えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 土地所有者だけでも知りたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（湊俊文） 暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 28分 休憩

午前 10時 29分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。芸北支所長。

○芸北支所長（村竹明治） 土地所有者につきましては、小原生産森林組合となっております。

○議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第19号、財産の無償譲渡については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第20号 財産の取得について

○議長（湊俊文） 日程第18、議案第20号、財産の取得についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 9番、伊藤です。委員会等で、今までの物をどうするのかというのをお聞きいたしました。他の調理場だったり学校の調理場等々、地域に渡すということであったんですけども、現在使われていて、いわゆるずっと使われている、愛されている施設だからこそなんです。それ以外にどうしても処分しなきゃいけない物だったり、その施設の中にある調理器具以外の物、でも地域へのオークションという形で、思い出をもらう等の考え方が、以前にもやられたと思うので、こちらを開催したらと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 可能な限り、その方向で進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第20号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第21号 令和5年度北広島町一般会計補正予算（第9号）

○議長（湊俊文） 日程第19、議案第21号、令和5年度北広島町一般会計補正予算第9号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 9番、伊藤です。多面的機能支払事業で、概要にもあるように847万6000円の減とあります。こちらは1つの組織が抜けたということでお聞きはしたんですけど、どちらが抜けたのか、産建の報告では事業精査としかなかったんですけど、抜けた理由をお聞きします。もう1点、ロサンゼルス神楽公演、約4000万円の企業版ふるさと納税を集めるということなんですけども、集まっていないとお聞きしております。こちらのほう、補正でどのような形になっているかをまずお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 11月に行いました広島芸北神楽ロサンゼルス上演の原資となることについて、今、企業版ふるさと納税のほうで対応させていただくということで進めさせていただきました。現状、議員おっしゃいますように集まっていない状況ではございますけれども、今、2社ほど納付待ちのところがございますので、一応全額集まるということで進めております。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 多面的機能支払交付金の減の理由でございますけども、これにつきましては、最終的に対象面積の減に伴いまして変更するものでございます。また、長寿命化組織が1組織でございますけども、当初は取組をするというふうになっておりましたけども、地域の中の話合いの中で断念されたということがございまして、そういったことも減のところでございます。そういった形で活動面積の減少及び交付単価等も変更ございましたので、そういったものを含めまして精算に伴う減でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） でしたら、もう1点、10ページの教育総務費補助金151万2000円、地方創生推進交付金、こちら地元高校支援、芸北分校の魅力発信、知与塾などへの部分で実際の減とあったんですけど、国庫なのでもったいないなと思ひまして、内訳を知りたいです。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） この地方創生推進交付金減の主な理由は、芸北分校生徒受入れ支援補助金を出しておりますけれども、これの実績に伴う減でありまして、途中でやめられるとか、そういったところの実績の減でありまして、しっかり活用はさせていただいております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 説明では、地元高校支援とか知与塾とかあったんですけど、メインはほとんどが芸北分校のということで分かりました。

○議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第21号、令和5年度北広島町一般会計補正

予算第9号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第22号 令和5年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（湊俊文） 日程第20、議案第22号、令和5年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第22号、令和5年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第23号 令和5年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（湊俊文） 日程第21、議案第23号、令和5年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第4号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第23号、令和5年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第4号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第24号 令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（湊俊文） 日程第22、議案第24号、令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第24号、令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第25号 令和5年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第3号）

- 議長（湊俊文） 日程第23、議案第25号、令和5年度北広島町介護保険特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第25号、令和5年度北広島町介護保険特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第26号 令和5年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第3号）

- 議長（湊俊文） 日程第24、議案第26号、令和5年度北広島町電気事業特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第26号、令和5年度北広島町電気事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第27号 令和5年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算（第1号）

- 議長（湊俊文） 日程第25、議案第27号、令和5年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第27号、令和5年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第28号 令和5年度北広島町診療所特別会計補正予算（第3号）

- 議長（湊俊文） 日程第26、議案第28号、令和5年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。こ

れをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第28号、令和5年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第27 予算審査特別委員会の審査報告

○議長（湊俊文） 日程第27、予算審査特別委員会の審査報告を議題とします。議案第29号、令和6年度北広島町一般会計予算から、議案第36号、令和6年度北広島町下水道事業会計予算までの予算関係8議案については、予算審査特別委員会へ審査を付託しておりますので、その結果について報告を求めます。予算審査特別委員会佐々木委員長。

○予算審査特別委員長（佐々木正之） 令和6年3月21日、北広島町議会議長湊俊文様。予算審査特別委員会委員長佐々木正之。議案第29号から議案第36号の令和6年度北広島町一般会計予算、特別会計予算、事業会計予算の予算審査特別委員会の審査報告書。1、審査対象、議案第29号、令和6年度北広島町一般会計予算、議案第30号、令和6年度北広島町国民健康保険特別会計予算、議案第31号、令和6年度北広島町介護保険特別会計予算、議案第32号、令和6年度北広島町電気事業特別会計予算、議案第33号、令和6年度北広島町芸北財産区特別会計予算、議案第34号、令和6年度北広島町診療所特別会計予算、議案第35号、令和6年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算、議案第36号、令和6年度北広島町下水道事業会計予算。2、審査期間、令和6年3月6日から3月15日。3、審査方法、令和6年第1回北広島町議会定例会開会の3月5日に令和6年度北広島町予算関係8議案の予算審査を行うために予算審査特別委員会が設置され、予算審査の付託を受けた。よって、特別委員会を3月6日、14日、15日に招集し、6日は執行者等の出席を求めて各会計の予算説明を受け、その後、14日、15日に質疑と慎重審査を行い、最後に特別委員会としての採決を行った。4、審査結果、付託を受けた令和6年度北広島町予算関係8議案については、原案可決と決定した。5、審査意見、令和6年度当初予算は、箕野町政3期目の最終年の予算編成となる。一般会計予算は155億4000万円で、令和5年度当初予算額153億2000万円に比べ、2億2000万円、率にして1.4%の増となり、3年連続の増額である。歳入のうち町税は、法人町民税は社会情勢を考慮し、減収見込み、固定資産税も評価替えによる減収を見込み、前年度と比較して1%減の29億574万円、国庫支出金は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、デジタル基盤改革支援補助金等の増、県支出金は、地籍調査費負担金、産地パワーアップ事業補助金の増などにより、国・県合わせて7.3%増の27億8400万円となる。町債は、5.4%減の19億1689万円。財政調整基金の取崩は行わず、その他の基金4億7579万円を繰入する。歳出では、主な新規事業として、第2次北広島町長期総合計画改訂版に掲げる、Ⅰ、活力ある産業の創造と成長では、産地パワーアップ事業などの水田農業推進対策事業に4127万円など、Ⅱ、にぎわいと活気に満ちたまちづくりでは、大朝小学校改修事業1億9246万円、Ⅲ、安心して元気に暮らせる地域の創出では、犯罪被害者等支援事業30万円など、

IV、生活基盤の強化・強靱化では、地域コミュニティ拠点施設整備事業として基幹集会所等の新築、改修、解体費用の補助4310万円、自治体システム標準化対応事業として基幹業務システム標準化とガバメントクラウドへの移行に7573万円など、また、流域治水事業として治水安全度の向上を図るため、総合的な浸水被害対策推進に2220万円、防災ハザードマップ作成事業として適切な避難行動を促すためのハザードマップ更新に877万円、総合行政通信網整備事業に1854万円などがある。特別会計を含む当初予算総額は、2.1%減の約214億450万円である。また、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計は、令和6年度から企業会計に移行し、下水道事業会計として事業を実施する。本特別委員会の中では、各委員から、一般会計歳入では、巡回バス・ホープタクシー運行事業負担金、地籍図手数料、臨時財政対策債などについて、歳出では、合併20周年記念事業、デジシップひろしま人材シェア、アピアランスケア支援事業、リモートセンシングの活用、防災ハザードマップ作成、ビジネス創造支援補助金、当初予算額の構成比など、また、国民健康保険特別会計では基金繰入金など、多岐にわたり施策内容や課題への取組に対して多くの質疑がなされた。これらの質疑をもとに、今後の社会情勢の変化を的確に捉え、本町が有する課題解決に向けて、早急かつ確実に取り組んでいただきたい。人口減少と少子化が急速に進む中、危機感を持ち、限られた財源で最大の効果が上がるように、町長をはじめ全職員が一丸となって、創意工夫をしながら、適正な事務執行にあたられると共に、各事業においては、地域住民の理解と納得を得ながら取り組んでいくことを強く求めて報告とする。

- 議長（湊俊文） これで、委員長の報告を終わります。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これをもって予算審査特別委員会の審査報告を終わります。これより予算関係8議案について、議案ごとに討論及び採決を行います。なお、予算審査特別委員会へ付託した予算関係8議案について、委員長の報告は、全て原案可決です。ここで暫時休憩を取ります。11時5分まで。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 53分 休憩

午前 11時 05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 議案第29号 令和6年度北広島町一般会計予算

- 議長（湊俊文） 再開します。日程第28、議案第29号、令和6年度北広島町一般会計予算についてを議題とします。これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。7番、美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。議案第29号、令和6年度北広島町一般会計予算の反対討論を行います。反対の主な理由の第1は、地籍図のコピー代の引上げが含まれているからです。その理由は、議案の反対討論でも述べたとおり、引上げ理由が町に都合の良いところだ

け取り上げていること。また情報共有が協働のまちづくりの基本であるにもかかわらず、それを狭めることになるからです。第2は、令和4年度の一割カットのほとんどの補助金を令和6年度もそのまま引き下げたままです。第3は、解放団体補助金を残しており、この団体だけを特別扱いにしています。以前から提案しているように、必要なら一般行政で行うべきであり、この補助金は削除すべきです。第4は、施政方針において、人口減少対策が見当たらないと指摘したことを受け、町長は、様々な施策を講じてきたが、歯止めをかけることができない現状と認識しつつ、令和6年度当初予算において、新規事業として人口減少対策に特化しているものではなく、様々な事業を通じて、総合的に人口減少対策につなげていくと説明をいたしました。これは、これまでどおり繰り返し聞かされてきた言葉です。しかし、その効果はなく、ずるずると人口は減少しており、このままでは歯止めがかかりません。そのため町長が納得する対策を打ち出すべきです。他の自治体は、全国の施策を研究し、知恵を出し、様々な特化した対策を取っており、それが見当たらないようでは箕野町政には人口減少対策がない。手だてがないと受け止めざるを得ません。以上を理由として、令和6年度一般会計当初予算に反対いたします。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（湊俊文） 次に、賛成討論を許します。賛成討論はありませんか。10番、服部議員。

○10番（服部泰征） 10番、服部です。議案第29号、令和6年度北広島町一般会計予算への賛成討論をします。本予算は、総額155億4000万円で組まれており、当町の適正規模である140億円前後より大きいものの、消防本部本署庁舎等施設整備や総合行政通信網整備への負担、犯罪被害者への支援、ハザードマップの更新やガバメントクラウドへの移行など、生活に必要な予算額となっています。社会では、コロナが5類になりました。また、北広島町では合併20周年を迎え、活性化に向けて取り組んでいく必要があります。そのため賛成します。議員各位のご賛同よろしくをお願いします。

○議長（湊俊文） 他に討論はありませんか。9番、伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 9番、伊藤です。反対討論に立ちます。現在の予算が、町民の頑張り和我慢の上に成り立っている予算だということを理解していただきたいため反対討論です。この頑張り和我慢をいつまで続ければ北広島町の財政は明るくなるのかを知りたいという町民の思いもあります。具体例として、農業などでの相談が多い柿木の撤去、ハウス、その他新規就農等々ありますけども、予算がない、来年があればと、補正予算がなかなか組まれないこと、これは農業以外にもかなりあると思います。建物修繕では、優先順位によって、まだ先にやらないといけないものがあるといったことが多々あります。実際にこれに関しては、道路や河川などでも同様の事例があります。Uターン奨励金としての1人当たり5万円とあるんですけども、町内就職者のお祝いには想定上1人当たり1万円という差があります。加えて、このUターン奨励金ですけど、申請主義によるものなのか、移住定住以外でのUターン奨励金の利用例がほとんどない現状にも疑問があります。他にも同僚議員の言われた、続いている商工会、観光協会等々の補助金の1割カット、工事見積り設計を地元業者へ依頼するんですが、これが結構ボランティアで行われている。ロサンゼルス神楽公演の寄附金額が現状まだ集まってない、今、納付待ちということあったんですが、集まるというふうにしっかり補正予算の時には言われたんですが、なかなか集まってない現状。ほかに井戸の更新補助金の廃止やお試し住宅の廃止等、移住定住を頑張ると言いながらもこういったところ、根幹になっていたお試し住宅の廃止などはかなり大きいものがあると思います。みんなが北広島町を維持したいという思いで頑張り

我慢を続けているからこそ、その終わりやゴール指標、これを明示していただきたいです。もちろん全てを否定しているわけではなく、お米グランプリやはなえーる、エネルギー会社設置など、行政が新たに始めていることにはとても期待しております。以上の住民の思いの表明を反対討論といたします。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（湊俊文） 他に討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第29号、令和6年度北広島町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第29 議案第30号 令和6年度北広島町国民健康保険特別会計予算

○議長（湊俊文） 日程第29、議案第30号、令和6年度北広島町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。7番、美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。議案第30号、令和6年度北広島町国民健康保険特別会計当初予算に対し、反対討論を行います。令和6年度は、令和11年度までの第2期広島県国民健康保険運営方針の最初の年です。県は、平成30年度の国保県単位化以降、令和6年度の保険料水準の準統一化を目指してきましたが、1人あたりの保険料収納必要額が最大規模で上昇したことを受け、令和6年度の準統一の実現を見送ることといたしました。にもかかわらず、完全統一の目標年度を令和12年度から17年度の第3期運営方針期間中に収納率格差を縮小し、準統一を経ずに完全統一を目指す方針であることは変えていません。この北広島町の1人あたりの国保税は、県単位化が始まる前の平成元年度の10万8258円から、令和5年度見込みで13万291円と2万円以上高くなっているため、国民健康保険財政調整基金から4100万円を繰り入れざるを得なかったものの、実際には11万8527円と、1人あたり1万円も高くなっています。今後、北広島町の健康づくりや特定健診の取組、医療環境に関わりなく、令和11年度の準統一、令和17年度の完全統一に向けてさらなる国保税の上昇が起きることは明らかです。そのため、納める人にますます負担を増やし、払いたくても払えない高い国保税にする県の準統一化、完全統一化に向けた令和6年度の国保特別会計に反対をいたします。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（湊俊文） 他に討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第30号、令和6年度北広島町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第30 議案第31号 令和6年度北広島町介護保険特別会計予算

○議長（湊俊文） 日程第30、議案第31号、令和6年度北広島町介護保険特別会計予算についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第31号、令和6年度北広島町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第31 議案第32号 令和6年度北広島町電気事業特別会計予算

○議長（湊俊文） 日程第31、議案第32号、令和6年度北広島町電気事業特別会計予算についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第32号、令和6年度北広島町電気事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第32 議案第33号 令和6年度北広島町芸北財産区特別会計予算

○議長（湊俊文） 日程第32、議案第33号、令和6年度北広島町芸北財産区特別会計予算についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第33号、令和6年度北広島町芸北財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第33 議案第34号 令和6年度北広島町診療所特別会計予算

○議長（湊俊文） 日程第33、議案第34号、令和6年度北広島町診療所特別会計予算についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第34号、令和6年度北広島町診療所特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第34 議案第35号 令和6年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（湊俊文） 日程第34、議案第35号、令和6年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第35号、令和6年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第35 議案第36号 令和6年度北広島町下水道事業会計予算

○議長（湊俊文） 日程第35、議案第36号、令和6年度北広島町下水道事業会計予算についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第36号、令和6年度北広島町下水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第36 同意第1号 教育長の任命の同意について

○議長（湊俊文） 日程第36、同意第1号、教育長の任命の同意についてを議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより同意第1号、教育長の任命の同意についてを採決します。本件については、増田隆さんを教育長に任命することに同意することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、同意第1号、教育長の任命の同意については、増田隆さんを任命することに同意することに決定しました。ここで、教育長の任命の同意を受けられました増田隆さんに挨拶をしていただきたいと思います。

○新教育長（増田隆） おはようございます。4月から教育長を拝命することになりました増田隆でございます。私は、本町には千代田中学校の校長として5年間、続いて千代田高校の校長として5年間、合わせて10年間お世話になりました。教育長は大変な重責であり、やらねばならないこともたくさんあると思いますが、中でも、次の2点について注力してまいりたいと思います。1つは、本町の子どもたち一人ひとりがふるさとを誇りに思いながら、自分の幸せな

人生を実現する力を育成していくこと、2つ目は、ますます進んでいく少子化に対応する取組をしてまいりたいと思っております。微力ですが、精いっぱい頑張ります。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第37 請願・陳情等の常任委員会審査報告

○議長（湊俊文） 日程第37、請願・陳情等の常任委員会審査報告を議題とします。本定例会で常任委員会へ審査付託を行っております請願・陳情等の審査結果の報告を求めます。総務常任委員会、伊藤淳委員長。

○総務常任委員長（伊藤淳） 審査報告を行います。令和6年3月21日、北広島町議会議長湊俊文様。総務常任委員会委員長伊藤淳。委員会審査報告です。令和6年3月5日、本会議において本委員会へ付託された事件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、陳情第22号、件名、令和6年度税制改正に関する提言について。審査の結果、不採択です。理由、陳情第22号、北広島町の現状から消費税への対応、地方議会のスリム化に同意することができないためです。続きまして、事件の番号、陳情第1号、件名、学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため、教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める陳情書。審査の結果は、採択です。こちらについては、意見書を提出をいたします。理由、陳情第1号は、教職員の長時間労働を抑制し、学校の業務量に見合った教職員の配置を進めるためです。

○議長（湊俊文） 続いて、産業建設常任委員会、伊藤立真委員長。

○産業建設常任委員長（伊藤立真） 産業建設常任委員会の委員会報告をします。令和6年3月21日、北広島町議会議長湊俊文様。産業建設常任委員会委員長伊藤立真。委員会審査報告。令和6年3月5日、本会議において本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、陳情第2号、件名、電気工事の分離発注の継続を求める陳情書。審査の結果、不採択。理由ですけれども、発注関係事務の運用に関する方針では、発注者の責任や工事に係るコストの明確化が図られる等分離発注が合理的と認められる場合において、その活用に努めるとあるため、不採択としたものです。以上です。

○議長（湊俊文） 以上で、常任委員会の審査報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第38 陳情審査

○議長（湊俊文） 日程第38、陳情審査を行います。陳情第22号、令和6年度税制改正に関する提言についてを議題とします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

す。これより本件について採決します。本件について総務常任委員会委員長の報告は、不採択です。本件について採択とすることに賛成の方は起立願います。（起立なし）

○議長（湊俊文） 起立なしです。したがって、陳情第2号、令和6年度税制改正に関する提言については、委員長の報告のとおり、不採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第39 陳情審査

○議長（湊俊文） 日程第39、陳情審査を行います。陳情第1号、学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める陳情書を議題とします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告について質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本件について採決します。本件について総務常任委員会委員長の報告は、採択です。本件について採択とすることに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、陳情第1号、学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める陳情書は、委員長の報告のとおり、採択とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第40 陳情審査

○議長（湊俊文） 日程第40、陳情審査を行います。陳情第2号、電気設備工事の分離発注の継続を求める陳情書を議題とします。これより質疑を行います。産業建設常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本件について採決します。本件について産業建設常任委員会委員長の報告は、不採択です。本件について採択することに賛成の方は起立願います。（起立なし）

○議長（湊俊文） 起立なしです。したがって、陳情第2号、電気設備工事の分離発注の継続を求める陳情書は、委員長の報告のとおり、不採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第41 発議第2号 北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第41、発議第2号、北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。10番、服部議員。

○10番（服部泰征） 10番、服部です。発議第2号、令和6年3月21日、北広島町議会議長

湊俊文様。提出者、北広島町議会議員服部泰征。賛成者、北広島町議会議員敷本弘美。北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例。北広島町議会委員会条例（平成17年北広島町条例第234号）の一部を次のように改正します。改正前です。第2条（1）危機管理課、総務課、財政政策課、税務課、町民課、福祉課、保健課、教育委員会、会計室の所管に属する事項及び他の常任委員会の所管に属さない事項。改正後です。第2条（1）危機管理課、総務課、財政政策課、税務課、町民保健課、福祉課、こども家庭課、教育委員会、会計室の所管に属する事項及び他の常任委員会の所管に属さない事項。なお、この条例は、令和6年4月1日から施行します。提案理由です。北広島町行政組織及び機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の議決に伴い、北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例を提案するものです。以上です。

○議長（湊俊文） これで、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第2号、北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第42 発議第3号 学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める意見書の提出について

○議長（湊俊文） 日程第42、発議第3号、学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。

○議会事務局長（三宅克江） 学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める意見書（案）。教職員の長時間過密労働と学校への教員未配置の問題が広島県の学校教育にも深刻な影響をもたらしている。様々な教育課題が増える中、教員がゆとりを持って教育活動に専念するため、必要な教員を正規教員で確保することと同時に、教職員の長時間過密労働を解消するための定数のあり方の見直しが必要である。教員1人当たりの授業の持ちコマ数の上限を設け、授業準備をはじめ必要な業務を勤務時間内で収められる定数法（義務標準法、高校標準法）の改正と適正な時間管理と長時間労働に抑制をかける残業代を支給可能とする給特法の改正が必要である。全国どこでも同様な教育が受けられるよう、教育の機会均等を保障するため、国が責任をもって条件整備を進めていくことが求められる。よって、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。記。1、国の責任で、学校の業務量に見合った教職員配置をすすめるため、定数法（義務標準法、高校標準法）の改正をすること。2、長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正をすること。以

上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和6年3月21日、広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。以上です。

- 議長（湊俊文） これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。9番、伊藤淳議員。
- 9番（伊藤淳） 9番、伊藤です。発議第3号です。令和6年3月21日、北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員伊藤淳。賛成者、北広島町議会議員梅尾泰文。学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨です。教員がゆとりを持って教育活動に専念できるように、必要な教員を正規教員で確保するとともに、教職員の長時間過密労働を解消するための定数のあり方の見直しが必要であるため、意見書を提出します。議員各位のご賛同をお願いします。
- 議長（湊俊文） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第3号、学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第43 発議第4号 畜産・酪農家に対する経営安定対策を求める意見書の提出について

- 議長（湊俊文） 日程第43、発議第4号、畜産・酪農家に対する経営安定対策を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。
- 議会事務局長（三宅克江） 畜産・酪農家に対する経営安定対策を求める意見書（案）。畜産分野において、飼料の大半を海外からの輸入に依存している我が国では、ロシアによるウクライナ侵攻や急激な円安等の影響を受け、配合飼料や輸入乾牧草などの家畜飼料の直近の価格が、令和2年度と比べ約2倍近くまで上昇している。さらに、哺乳用粉ミルク、電気代、燃油、農業機械などの畜産に欠かせないあらゆる資材が高騰し、畜産・酪農経営への影響が深刻となり、過去にない生産コスト高となっている。一方、農畜産物価格は、コスト増を価格に転嫁できないまま低迷している。乳価は横ばいであり、肉牛生産農家の経営困難により子牛の買手がつかず子牛価格が暴落するなど、酪農家はかつてない困難に直面し、次々に廃業に追い込まれるような状況になっている。畜産は、国民の命と健康に不可欠な新鮮な牛乳や肉、卵などを提供するだけでなく、家畜排せつ物は耕畜連携による循環型農業を支えるものであり、畜産の危機は、農業危機である。今後の飼料価格の動向次第では、事態はさらに深刻化し、我が国の畜産・酪農家が壊滅的な打撃を受ける恐れがあることから、飼料価格高騰の影響を可能な限り緩和し、畜産・酪農家の負担を軽減するよう緊急かつ更なる支援が必要である。よって、国においては、

畜産・酪農家の経営安定を図るため、次の事項につき、特段の措置を講ずるよう強く要望する。記。1、肥料・飼料・燃油などの価格高騰に対する特別対策を緊急に実施するとともに、中長期的には農業資材の国内産への転換を進めること。2、畜産・酪農家の経営への影響緩和のため、飼料価格高騰分を十分に補う補填金が支払われるよう、早急に配合飼料価格安定制度の見直しを行うこと。3、政府として乳価の大幅引上げをメーカーに要請するとともに、牛乳・乳製品の消費拡大を促進するキャンペーン及び支援策を直ちに講ずること。4、安定した牛乳生産のため、酪農においては生乳生産費が販売収入を下回った場合は差額を補填する経営安定制度を創設・導入すること。5、子牛価格安定のための措置を直ちに講ずること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和6年3月21日、広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。以上です。

- 議長（湊俊文） これで、意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。2番、伊藤立真議員。
- 2番（伊藤立真） 2番、伊藤立真です。発議第4号、令和6年3月21日、北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員伊藤立真。賛成者、北広島町議会議員中村忍、賛成者、北広島町議会議員亀岡純一、賛成者、北広島町議会議員敷本弘美、賛成者、北広島町議会議員佐々木正之。畜産・酪農家に対する経営安定対策を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出をします。趣旨です。畜産分野において、哺乳用粉ミルク、電気代、燃油、農業機械などの畜産に欠かせないあらゆる資材が高騰し、畜産・酪農経営への影響が深刻となり、過去にない生産コスト高となっている。一方、農畜産物価格は、コスト増を価格に転嫁できないまま低迷しており、酪農家はかつてない困難に直面し次々に廃業に追い込まれるような状況になっている。畜産は、耕畜連携による循環型農業を支えるものであり、畜産の危機は、農業の危機である。畜産・酪農家の負担を軽減するよう緊急かつ更なる支援がされなければ、今後の地域農業・農村の持続的発展に深刻な影響を与えることを強く懸念することから提出するものである。議員各位の賛同をお願いいたします。
- 議長（湊俊文） これで、趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第4号、畜産・酪農家に対する経営安定対策を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第44 発議第5号 議会改革調査特別委員会の設置について

- 議長（湊俊文） 日程第44、発議第5号、議会改革調査特別委員会の設置についてを議題とします。議員のなり手不足が心配されている昨今、北広島町議会として、議員のなり手を確保し、議会活動の活性化を目的に議員報酬などを検討するため議会改革調査特別委員会を設置し、議

員 9 人により調査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、新たに議会改革調査特別委員会を設置し、9 人の議員を議会改革調査特別委員会委員に選任し、調査していくことに決定しました。お諮りします。議会改革調査特別委員会委員の選任については、北広島町議会委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、1 番、亀岡議員、2 番、伊藤立真議員、3 番、敷本議員、4 番、中村議員、5 番、佐々木議員、7 番、美濃議員、9 番、伊藤淳議員、10 番、服部議員、11 番、宮本議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方を議会改革調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。ここで暫時休憩を取ります。12 時までといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11 時 54 分 休憩

午後 0 時 00 分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。先ほど選任しました議会改革調査特別委員会委員の互選により、正副委員長の結果が通知されておりますので報告いたします。議会改革調査特別委員会委員長に、1 番、亀岡議員、副委員長に、9 番、伊藤淳議員に決定いたしました。

○議長（湊俊文） ここで暫時休憩を取ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0 時 00 分 休憩

午後 0 時 02 分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 45 閉会中の継続審査及び継続調査の申し出について

○議長（湊俊文） 再開します。日程第 45、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出についてを議題とします。総務常任委員会、産業建設常任委員会、中山間地域対策特別委員会、議会改革調査特別委員会の各委員長より閉会中の継続審査及び継続調査の申し出が提出されております。お諮りします。申し出のとおり、閉会中の継続審査・継続調査をすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり、閉会中の継続審査及び

継続調査とすることに決定しました。以上で、本日の日程を全部議了いたしました。会議を閉じます。ここで、教育長から発言の申し出がありますので、発言を許します。池田教育長。

○教育長（池田庄策） 退任を迎えるに当たりまして、町民の皆様、議会の皆様一言ご挨拶を申し上げます。私は、平成21年4月より、若輩ながら北広島町教育委員会教育長を拝命いたしました。学校教育活動を所管する教育委員会教育長として、町内各小中学校の教育活動は児童生徒の安心・安全が基本であります。しかしながら、町内の学校管理下でスキー事故を起こしまして、大切な児童の命を失いました。今でもご本人やご家族の皆様大変申し訳なく思っております。これまで人口減少の進む町の各地域の大切な小学校を閉校することは残念ではございましたが、複式解消等目指して多くの小学校統合に取り組ませていただきました。皆様のご協力、誠にありがとうございました。また、将来を担う若者の定住を目指して地元高校支援とともにふるさとに夢を持つ子どもの育成に向け、基礎体力の向上と10年目を迎えるふるさと夢プロジェクト事業に取り組んでまいりました。本当に長い間ありがとうございました。今後、町内の児童生徒数は減少してまいります。ふるさとに夢を持つ子どもの育成に向けて、これからも町民として微力ではございますが、協力をしてまいります。長い間大変ありがとうございました。

○議長（湊俊文） これで教育長の発言を終わります。池田教育長におかれましては、15年間の永きにわたり、北広島町の教育行政にご尽力を賜り、議会としてもお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。続いて、町長から発言の申し出がありますので、発言を許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 3月議会定例会の閉会に当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。3月5日の開会から本日までの17日間、議員の皆様におかれましては、終始熱心な調査、ご議論、ご審議のもと、提案いたしました全ての議案につきましてご承認をいただき、誠にありがとうございました。審議の経過においていただきましたご意見、ご提案を真摯に受け止めるとともに、令和6年度当初予算に計上しました事業等を着実に実行してまいります。新たに設置するきたひろこども家庭センターや地域エネルギー会社の設立、再ほ場整備着手など、様々な課題解決に向けて、明るく元気なまちづくり、持続可能なまちづくりを目指して、職員と総力を挙げて邁進してまいります。今後とも町行政の運営につきまして格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。議員、町民の皆様にはご自愛をいただき、より一層のご健勝、ご活躍を祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（湊俊文） これで、町長の発言を終わります。3月定例会の閉会にあたり一言申し上げます。本定例会は、3月5日から本日まで17日間の会期で開催され、本町行政の根幹となる令和6年度各会計予算をはじめ令和5年度各会計補正予算、条例案等、町民生活に直結した重要案件が提出されました。議員各位におかれましては、これらの議案に対し、終始熱心に審議が行われ、予定の日程を無事終了いたしました。円滑な議会運営にご協力いただき、心から感謝申し上げます。さて、令和6年度新年度を迎えるに当たり、執行部に対しましてはそれぞれの審議過程で議員各位から出された意見などを踏まえて町政を推進していただくよう強く要望いたします。結びに、議員各位におかれましては、一層ご自愛の上、本町発展のため、ますますのご活躍とご尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶といたします。これをもって、令和6年第1回北広島町議会定例会を閉会いたします。皆様、大変お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時10分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~